

第93回定時株主総会招集ご通知に際して のインターネット開示事項

- I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- II 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- III 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- IV 連結計算書類の「連結注記表」
- V 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- VI 計算書類の「個別注記表」

株式会社 **立花エレクトック**

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tachibana.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則して業務を適正に遂行される体制を整備するためCSR推進担当役員を任命するとともに、担当する組織として管理本部に総務コンプライアンス部を設置する。同部はコンプライアンスの観点から業務が適正に遂行されるよう、経営の確実な実践を監督・支援する。
- (2) 総務コンプライアンス部は、コンプライアンス規程に従い、当社企業グループの全使用人に対して社内通報制度のさらなる周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、総務コンプライアンス部長がCSR推進担当役員に報告し、同役員は速やかに社長及び監査役に報告する。また、総務コンプライアンス部が関係者と協議の上、迅速かつ的確な対応にあたる。
- (4) 反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力からの不当な要求には断固として拒否をする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づきその重要性に応じて適切かつ確実な状態で保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、個々のリスクについて同規程に従ったリスク管理体制を構築する。推進にあたっては、CSR推進担当役員が管轄する総務コンプライアンス部がリスク管理体制を構築及び維持する。
- (2) 管理本部内に取引先の信用管理を担当する経理部、安全保障輸出管理関連業務の適正な遂行を管理する総務コンプライアンス部を設置する。
- (3) 不測の事態が生じた場合には、CSR推進担当役員は社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は定例の取締役会を毎月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則により定められている決議事項を取締役に付議することを遵守する。また、執行役員で構成する経営執行会議については、毎月1回開催し、取締役会より委嘱された業務執行に関わる事項の審議決定を行い取締役会に報告しその承認を得るものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (3) 当社は子会社の自主独立運営を基本理念とし、経営の適正性、効率性を確保するため、関係会社管理規程により子会社の取締役が当社に対して報告・承認を取るべき事項を定めるとともに、定期的に業務の状況報告を実施する体制を整備するものとする。

- (4) 財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的に評価するなど有効性、効率性を高めるものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、第一に法令遵守を徹底し、子会社の自主独立運営を基本理念としつつ、関係会社管理規程及びその細則「親会社に対する報告・承認事項に関する細則」を定め、子会社の業務執行にかかる重要事項の決定に関しては当社の事前承認または報告を求める体制を整備する。
- (2) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、当社の諸規程に準じて、グループ各社は必要な諸規程を定めるものとする。
- (3) 社長に直属する組織として、内部業務を監査する監査室を設置し、当社企業グループ内の業務監査を実施する。監査の結果は社長、監査役並びに管理部門担当役員に報告する。
- (4) 子会社において財務報告等に重要な影響を与える事象が発生した場合、当社の経理部門に対し、速やかに「重要事項報告書」の提出を義務づけるものとする。また、四半期毎に重要事項発生の有無を報告する「重要事項チェックリスト」の提出を求めるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- (2) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を得た上で決定する。なお、監査役補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることが出来る。
- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ① 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ② 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ③ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ④ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑤ 社内通報制度の運用及び通報の内容
 - ⑥ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- (3) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

8. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長、その他の取締役、会計監査人、顧問弁護士などと定期的に情報交換に努め、連携して当社及び企業集団内の監査の実効性を確保するものとする。

- (2) 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家等を利用することができ、当該職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに対する取組み

当社は、建設業における工事安全衛生活動として、建設工事に係わる社員を対象に工事安全衛生教育やコンプライアンス遵守教育を実施するとともに、新入社員及び中途採用者を対象としたコンプライアンス研修を実施し、更には全社ISO活動を通じて業務に密着したコンプライアンス活動を推進するなど、法令及び定款を遵守するための取組みを実施しております。また、社内報にコンプライアンス違反事例を掲載し、広く社内啓蒙しております。当期における内部通報の実績はありません。

2. 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度においては12回開催し、各議案について審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性が確保されております。

また、当社グループにおける業務執行の適正及び効率性を確保するため、国内子会社・海外子会社それぞれの役員を対象とした研修会を実施し、当社グループのガバナンス強化に努めております。

3. 監査役の職務執行について

社外監査役を含む監査役は取締役会への出席を通じ、また、常勤監査役は経営執行会議及びその他の重要会議への出席を通じて、取締役の職務執行並びに内部統制の整備、運用状況を確認しております。かつ、会計監査人及び内部監査室などの内部統制に係る組織と適宜情報交換を行っており、連携を保ちながら監査役としての監査の実効性を確保致しております。

II 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上に資する者が望ましいと考えております。

ただし、当社の支配権の移転を伴う買付提案の中には、株主の皆様が買付の条件等について検討することや当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間や情報を提供しないものなど、株主共同の利益を毀損しかねないものも考えられ、このような大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断致します。

将来当社が、このような濫用的な買収行為の対象となった場合、当社や株主の皆様利益に資するものであるか否かについて株主の皆様が合理的かつ適切に判断していただくためには、事前警告型買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）を導入し、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要なかつ十分な機会を確保することが重要であると考えております。

2. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール（以下、「大規模買付ルール」という。）に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様が合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為の開始を認める、というものです。

なお、当社取締役会は、本プランを適正に運用するとともに恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置し、同委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割り当ての発行等その時点で最も適した対抗措置を発動するか否かについて、決議するものといたします。

従って、本プランは、株主共同の利益を損なうものではなく、また役員地位の維持を目的とするものでもありません。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則を充足し、経済産業省の企業価値研究会により策定・公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、並びに東京証券取引所の有価証券上場規程第 440 条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項を踏まえ、これらの指針等を充足する設計にいたしております。

(2) 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランの導入等の決定機関を定めてお

ります。

本プランの有効期間につきましても、2019年6月25日開催の当社第90回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めております。

なお、本プランが有効期間中であっても当社取締役会もしくは当社株主総会の決議によって、本プランを廃止できるものとしております。

(3) 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

(4) 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

大規模買付行為に対する対抗措置の発動は、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様の意思を尊重して、株主確認総会のご承認を経て対抗措置の発動または発動しないことを決定することができるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会によりいつでも廃止または変更することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅲ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書
(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,874	6,999	56,018	△ 894	67,997
会計方針の変更による累積的影響額			△ 2		△ 2
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,874	6,999	56,015	△ 894	67,994
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,261		△ 1,261
親会社株主に帰属する当期純利益			5,144		5,144
自己株式の取得				△ 410	△ 410
自己株式の消却		△ 313	△ 932	1,246	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 538			△ 538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△ 852	2,949	835	2,932
当期末残高	5,874	6,146	58,965	△ 58	70,927

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	6,759	3	△ 42	487	7,208	75,206
会計方針の変更による累積的影響額						△ 2
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,759	3	△ 42	487	7,208	75,203
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,261
親会社株主に帰属する当期純利益						5,144
自己株式の取得						△ 410
自己株式の消却						-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△ 538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,388	△ 1	567	△ 73	△ 896	△ 896
当期変動額合計	△ 1,388	△ 1	567	△ 73	△ 896	2,036
当期末残高	5,370	2	524	414	6,312	77,240

IV 連結計算書類の「連結注記表」

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 16社

主要な連結子会社の名称

研 電 工 業 (株)	タチバナセールス (香港) 社
(株) 立花宏和システムサービス	台湾立花股份有限公司
(株) 大 電 社	立花機電貿易 (上海) 有限公司
(株) 立花デバイスコンポーネント	タチバナセールス (バンコク) 社
(株) 高 木 商 会	高木 (香港) 有限公司
(株) 立花電子ソリューションズ	高機国際貿易 (上海) 有限公司
立花オーバーシーズホールディングス社	タチバナセールス (マレーシア) 社
タチバナセールス (シンガポール) 社	

(2) 主要な非連結子会社名

大連智盛控制技術有限公司

連結の範囲から除いた理由

連結計算書類に与える影響が軽微であるためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

(株)高木システム

大連智盛控制技術有限公司

持分法を適用していない理由

連結計算書類に与える影響が軽微であるためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの………時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定) によっております。

市場価格のない株式等………移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法) によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産……………主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物3年～50年・機械装置及び運搬具4年～12年・工具、器具及び備品2年～20年であります。
- ②無形固定資産……………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社企業グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社企業グループは顧客との商品売買契約に基づき、当該商品の引き渡しを行う義務を負っております。当該取引については、商品引渡時に顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、当社企業グループが商品の据付義務を負う取引は、その据付が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。なお、国内取引の場合は据付の義務を負わない商品については、出荷時から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。

請負工事契約については、一定の期間にわたり充足される履行義務は、工期がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積り総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、契約条件に基づき見積りした変動対価（値引き・リベート等）を控除した金額で算定しております。

また、取引の対価は履行義務充足後、通常は1年以内に受領しており、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建資産又は負債等の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社を経由して当社の仕入先から顧客へ支払われるリベートについて、従来は収益及び売上原価の減額を計上していませんでしたが、売上高及び売上原価の減額での計上へ変更しております。また、売上割引について、従来は営業外費用で計上していましたが、売上高の減額での計上へ変更しております。さらに、売上割戻を収益から減額する時期について、従来は顧客へ通知する時点としていましたが、収益を認識する時点へ変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は901百万円減少し、売上原価は726百万円減少し、営業利益は174百万円減少しました。なお、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高は2百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に

表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	FAシステム 事業	半導体デバ イス事業	施設事業	計		
日本	96,971	45,854	15,352	158,178	4,140	162,319
アジア他	4,410	25,744	—	30,154	957	31,112
顧客との契約から 生じる収益	101,381	71,599	15,352	188,333	5,097	193,431
外部顧客への売上高	101,381	71,599	15,352	188,333	5,097	193,431

(注)「その他」の内容は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「MS事業」を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の「3. 会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位 百万円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	64,369
契約資産	27
契約負債	1,572

契約資産は、請負工事契約に係る一定の期間にわたり充足される履行義務について、期末日時点で履行が完了しているが未請求の対価に対する当社企業グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社企業グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、請負工事契約に係る一時点で充足される履行義務について、契約に定める支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額は962百万円でありま

す。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(相殺後)： 179百万円

繰延税金負債(相殺後)： 2,043百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社企業グループは、将来減算一時差異及び繰越欠損金のうち、回収可能性があると判断した部分について、繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、各納税主体で将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断する必要があり、将来の事業計画に基づく課税所得の見積りが含まれます。

この見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、事業計画との乖離が生じ、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	157百万円
建物及び構築物	0百万円
土地	46百万円
計	204百万円

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	104百万円
-----------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,187百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

普通株式	25,025,242株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月24日 取締役会	普通株式	504	20	2021年3月31日	2021年6月9日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	757	30	2021年9月30日	2021年12月6日
計		1,261			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年5月23日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

①配当金の総額	749百万円
②1株当たり配当額	30円
③基準日	2022年3月31日
④効力発生日	2022年6月8日
⑤配当の原資	利益剰余金

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,092円28銭
2. 1株当たり当期純利益	204円16銭

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業グループは、資金運用については、預金もしくは安全性の高い金融資産によっており、事業活動に必要な運転資金については主に銀行借入により調達しております。デリバティブは外貨建て取引に係る債権債務についての為替相場変動をヘッジする目的、及び借入金の金利変動リスクを回避する目的に利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

未収入金についてはその大半が主要仕入先に対する仕入割戻し金であり、その信用リスクは限定的なものと判断しております。

有価証券・投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式及び安全性の高い債券で構成されており、定期的に把握した時価が管理部門担当役員に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、当社企業グループの営業取引には一部、外貨建てによるものがあり、それに伴う売掛金、買掛金は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、適宜、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用し、そのリスクを低減させております。

借入金は短期借入金、長期借入金とも主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引の執行・管理については社内規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するため信用度の高い銀行に限って取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*2)	20,146	20,146	—
資産計	20,146	20,146	—
(2) 長期借入金 (*3)	110	108	△1
負債計	110	108	△1
(3) デリバティブ取引 (*4)	1	1	—

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	146
組合出資金	114

(*3) 1年以内返済予定の長期借入金については、「長期借入金」に含めて表示しております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	12,456	—	—	12,456
社債等	—	7,604	—	7,604
その他	—	84	—	84
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1	—	1
資産計	12,456	7,691	—	20,148

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	108	—	108
負債計	—	108	—	108

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び当社企業グループが保有する社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているためレベル1の時価に分類しております。また、当社企業グループが保有する社債等は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないためレベル2の時価に分類しております。そして、その他は投資信託であり、観察可能なインプットである証券会社算定の基準価額を用いて評価しているため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約は、観察可能なインプットである為替レートをを用いて評価しているため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、これは観察可能なインプットであるため、レベル2の時価に分類しております。

V 計算書類の「株主資本等変動計算書」

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,874	5,674	313	5,988	349	35,300	4,995	40,645	△894	51,613
会計方針の変更による累積的影響額							△2	△2		△2
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,874	5,674	313	5,988	349	35,300	4,992	40,642	△894	51,611
当期変動額										
剰余金の配当							△1,261	△1,261		△1,261
当期純利益							3,509	3,509		3,509
別途積立金の積立						2,500	△2,500	-		-
自己株式の取得									△410	△410
自己株式の消却			△313	△313			△932	△932	1,246	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△313	△313	-	2,500	△1,185	1,314	835	1,836
当期末残高	5,874	5,674	-	5,674	349	37,800	3,807	41,957	△58	53,447

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,367	3	6,371	57,985
会計方針の変更による累積的影響額				△2
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,367	3	6,371	57,982
当期変動額				
剰余金の配当				△1,261
当期純利益				3,509
別途積立金の積立				-
自己株式の取得				△410
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,363	△1	△1,364	△1,364
当期変動額合計	△1,363	△1	△1,364	472
当期末残高	5,003	2	5,006	58,454

VI 計算書類の「個別注記表」

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産………定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3年～50年・構築物3年～50年・車輛及び運搬具4年～6年・工具、器具及び備品2年～20年であります。

(2) 無形固定資産………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金………従業員に支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金………従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依じて）収益を認識する。

当社は顧客との商品売買契約に基づき、当該商品の引き渡しを行う義務を負っております。当該取引については、商品引渡時に顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、当社が商品の据付義務を負う取引は、その据付が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。なお、国内取引の場合は据付の義務を負わない商品については、出荷時から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。

請負工事契約については、一定の期間にわたり充足される履行義務は、工期がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積り総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、契約条件に基づき見積りした変動対価（値引き・リベート等）を控除した金額で算定しております。

また、取引の対価は履行義務充足後、通常は1年以内に受領しており、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社を経由して当社の仕入先から顧客へ支払われるリベートについて、従来は収益及び売上原価の減額を計上していませんでしたが、売上高及び売上原価の減額での計上へ変更しております。また、売上割引について、従来は営業外費用で計上していましたが、売上高の減額での計上へ変更しております。さらに、売上割戻を収益から減額する時期について、従来は顧客へ通知する時点としていましたが、収益を認識する時点へ変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は 968 百万円減少し、売上原価は 786 百万円減少し、営業利益は 182 百万円減少しました。なお、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高は 2 百万円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債(相殺後)： 1,562 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）」の繰延税金資産及び繰延税金負債に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,975 百万円
2. 保証債務	
関係会社の銀行借入金の保証	61 百万円
関係会社の仕入債務の保証	10 百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	8,346 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	151 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,164 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	11,185 百万円
仕 入 高	3,162 百万円
営業取引以外の取引高	34 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	46,888 株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	40 百万円
賞与引当金	293 百万円
未払事業税	83 百万円
有価証券評価損	72 百万円
関係会社株式	366 百万円
商品評価損	154 百万円
その他	208 百万円

繰延税金資産 小計	1,219 百万円
評価性引当額	△ 558 百万円
繰延税金資産 合計	660 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	2,107 百万円
その他	115 百万円

繰延税金負債 合計	2,223 百万円
繰延税金資産の純額	△ 1,562 百万円

(関連当事者情報)

子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱立花デバイスコンポーネント	(所有) 直接 100	コンポーネント品等を当社へ販売 資金の貸付	資金貸付 利息受取	900 7	短期貸付金	1,000
子会社	㈱立花電子ソリューションズ	(所有) 直接 100	半導体等を当社が販売	商品販売	6	売掛金	3,266
子会社	タチバナセールス(香港)社	(所有) 間接 100	半導体等を当社が販売	商品販売	3,590	売掛金	1,501

- (注) 1. ㈱立花デバイスコンポーネントに対する資金貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しており、取引金額は貸付期間における平均残高を記載しております。
2. ㈱立花電子ソリューションズへの商品販売の取引金額は、代理人取引に係る取引については純額で表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,340円21銭
2. 1株当たり当期純利益 139円28銭